

議第293号

京都市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

京都市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月20日提出

京都市長 門川大作

京都市特別会計条例の一部を改正する条例

京都市特別会計条例の一部を次のように改正する。

本則中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前における駐車場事業特別会計に係る歳入歳出の出納については、令和2年5月31日までの間は、なお従前の例による。

提案理由

駐車場事業特別会計を廃止する必要があるので提案する。